

市第 130 号議案

横浜市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正

横浜市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

横浜市心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年 4 月横浜市条例第 30号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（加入等の申込みの撤回等）

第 5 条の 4 市長は、次に掲げるときは、第 5 条第 1 項の規定による加入の申込み又は前条第 1 項の規定による口数追加の申込み（第 1 号において「加入等の申込み」という。）がなかったものとしてすることができる。

- (1) 加入等の申込みに係る承諾を得た日の属する月の末日までに、加入の申込みをした者から加入の申込みの撤回があったとき又は口数追加の申込みをした者から口数追加の申込みの撤回があったとき。
- (2) 前号の期日までに、加入の申込みをした者が初回の掛金を納付せず、又は口数追加の申込みをした者が初回の加算掛金を納付しないとき。

第 6 条第 1 項中「は、」の次に「第 5 条第 1 項の規定による加入

の」を加え、「の翌月」を削り、同項ただし書及び同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に、「他の」を「、他の」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前条第 2 項」を「第 5 条の 3 第 1 項」に改め、「の翌月」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「第 3 項後段」を「第 2 項後段」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 7 条中「前条第 4 項」を「前条第 3 項」に、「第 8 条」を「次条第 1 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 6 条第 1 項の規定により第 1 回」を「初回の」に改め、「の属する月の翌月の初日、又は同条第 2 項の規定により第 1 回掛金を納付した日の属する月の初日」を削り、「方法により」を「ところにより、」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、加入者が第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定により納付すべき掛金を納付しないときは、市長は、前 2 項に規定する年金の額から当該納付すべき掛金の額の全部又は一部を差し引いた額を年金の額とすることができる。

第 9 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項及び第 2 項本文」に改める。

第 10 条第 2 号中「懲役または、禁固の刑」を「拘禁刑」に、「刑の」を「その」に改める。

第 13 条第 3 項中「第 6 条第 3 項後段」を「第 6 条第 2 項後段」に改める。

第 13 条の 2 第 2 項中「加入者が」を削り、同条第 4 項中「加入者又は口数追加加入者が」を削り、同条第 5 項中「第 6 条第 3 項後段」を「第 6 条第 2 項後段」に改める。

第18条を次のように改める。

(加入者の年齢)

第18条 加入者の年齢については、年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の初日における年齢を当該年度中の年齢として取り扱う。

別表第2中「（第6条第1項及び第4項）」を「（第6条第1項及び第3項）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

提 案 理 由

心身障害者扶養共済制度への加入等の申込みの撤回等に関する規定を設けるとともに、刑法の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市心身障害者扶養共済制度条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（加入等の申込みの撤回等）

第 5 条 の 4 市長は、次に掲げるときは、第 5 条第 1 項の規定による加入の申込み又は前条第 1 項の規定による口数追加の申込み（第 1 号において「加入等の申込み」という。）がなかったものとすることができる。

(1) 加入等の申込みに係る承諾を得た日の属する月の末日までに、加入の申込みをした者から加入の申込みの撤回があったとき又は口数追加の申込みをした者から口数追加の申込みの撤回があったとき。

(2) 前号の期日までに、加入の申込みをした者が初回の掛金を納付せず、又は口数追加の申込みをした者が初回の加算掛金を納付しないとき。

（掛金の納付）

第 6 条 加入者（第 16 条第 1 項第 2 号ただし書に該当する者を除く。）は、第 5 条第 1 項の規定による加入の承諾を得た日の属する月の翌月から脱退した日の属する月まで、加入時の年齢に応じ、別表第 2 に規定する当該月分の掛金を毎月末日までに本市に納付しなければならない。ただし、第 1 回掛金については加入の承諾を得た日の属する月の末日までに翌月分を納付しなければならない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、第 5 条第 3 項の規定による加入者の第 1 回掛金は、承諾を得た日の属する月の末日までに納

付するものとする。

2  
3 前項  
第1項の規定にかかわらず、65歳に達した日以後最初に到来するこの制度の加入の承諾を受けた日の年単位の応当日に達している加入者でこの制度に20年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。この場合において、他の  
他の地方公共団体の設ける共済制度に加入していた者が当該制度において年金支給の対象となっている者につき、引続いてこの制度に加入したときは、当該共済制度において引続いて加入期間をこの制度の加入期間とみなす。

3  
4 第5条の3第1項  
前条第2項の規定により口数追加の承諾を得た者（以下「口数追加加入者」という。）は、口数追加の承諾を得た日の属する月の翌月から口数追加加入者としての地位を失った日の属する月まで、別表第2に定める加算掛金を毎月末日までに第1項の掛金に併せて本市に納付しなければならない。ただし、第1回加算掛金については、口数追加の承諾を得た日の属する月の末日までに翌月分を納付しなければならない。

4  
5 前項の規定にかかわらず、65歳に達した日以後最初に到来する口数追加の承諾を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、口数追加を20年以上継続しているものは、加算掛金の納付を要しない。この場合において、口数追加をしていた期間の算定については、第2項後段  
第3項後段の規定を準用する。

（掛金の減免）

第7条 市長は、加入者が生活困難又は災害等により、当該月分の掛金（前条第3項  
前条第4項の規定により納付しなければならない加算掛金を含む。次条第1項  
第8条を除き、以下同じ。）を納付できないと認め

るときは、別表第 3 に規定するところにより、掛金の額を減免することができる。ただし、加入者が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(年金の給付)

第 8 条 加入者が、初回の  
第 6 条第 1 項の規定により第 1 回掛金を納付した日  
の属する月の翌月の初日、又は同条第 2 項の規定により第 1  
回掛金を納付した日の属する月の初日以後に死亡し、又は著しい障害を有する状態となったときは、その死亡し、又は著しい障害を有する状態となった日の属する月から規則で定めるところにより  
方法により、年金受給予定者に月額 20,000 円の年金を支給する。

(第 2 項省略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、加入者が第 6 条第 1 項及び第 3 項  
の規定により納付すべき掛金を納付しないときは、市長は、前 2  
項に規定する年金の額から当該納付すべき掛金の額の全部又は一  
部を差し引いた額を年金の額とすることができる。

(年金管理者)

第 9 条 加入者は、年金受給予定者が前条第 1 項及び第 2 項本文の  
前条規定による年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、その年金受給予定者に代って年金の支払を受け、これを管理する者(以下「年金管理者」という。)をあらかじめ指定しなければならない。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(年金の支給停止)

第 10 条 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、当

該事實の発生した日の属する月の翌月から、その事實の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。

(第1号省略)

- (2) 拘禁刑に処せられ、その執行を受けていると懲役または、禁固の刑の刑のき。

(第3号省略)

(弔慰金の給付)

第13条 (第1項及び第2項省略)

- 3 加入期間及び口数追加期間の算定については、第6条第2項後段の規定を準用する。  
第6条第3項後段

(脱退一時金の給付)

第13条の2 (第1項省略)

- 2 加入者が前項第1号の規定に該当する場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間に応じ、当該各号に定める額とする。

(第1号から第3号まで及び第3項省略)

- 4 加入者又は口数追加加入者が第1項第2号の規定に該当する場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間又は口数追加期間に応じ、当該各号に定める額とする。

(第1号から第3号まで省略)

- 5 加入期間及び口数追加期間の算定については、第6条第2項後段の規定を準用する。  
第6条第3項後段

(加入者の年齢)  
(雑則)

第18条 加入者の年齢については、年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。)の初日における年齢を当該年度中の年齢とする満年齢で行なうものとする。

して取り扱う。

別表第 2 (第 6 条第 1 項及び第 3 項)  
(第 6 条第 1 項及び第 4 項)

(表省略)